

令和 3 年度

西宮市公営企業会計決算審査意見書

西宮市公営企業会計経営健全化審査意見書

西宮市監査委員
令和 4 年 8 月 23 日

目 次

西宮市公営企業会計決算審査意見書	1
第1 審査の対象	2
第2 審査の期間	2
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
水道事業会計	
1 業務実績	1-1
2 予算執行状況	1-3
3 経営成績	1-6
4 財政状態	1-11
5 経営改善の実施状況等	1-15
6 監査委員の意見	1-17
(審査調書)	
工業用水道事業会計	
1 業務実績	2-1
2 予算執行状況	2-2
3 経営成績	2-4
4 財政状態	2-8
5 経営改善の実施状況等	2-11
6 監査委員の意見	2-12
(審査調書)	
下水道事業会計	
1 業務実績	3-1
2 予算執行状況	3-2
3 経営成績	3-5
4 財政状態	3-9
5 経営改善の実施状況等	3-13
6 監査委員の意見	3-15
(審査調書)	
病院事業会計	
1 業務実績	4-1
2 予算執行状況	4-6
3 経営成績	4-7
4 財政状態	4-11
5 経営改善の実施状況等	4-15
6 監査委員の意見	4-16
(審査調書)	
西宮市公営企業会計経営健全化審査意見書	5-1
第1 審査の対象	5-2
第2 審査の期間	5-2
第3 審査の方法	5-2
第4 審査の結果	5-2
(審査調書)	

凡　　例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てている。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てている。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 3 原則として、特に注記があるもの以外は消費税抜きの金額で表示している。
- 4 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 5 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0(%)」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下又は損失。
「—」は、算出不能・不要。
- 6 原則として、各審査意見書「第4 審査の結果」の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

西監発第45号
令和4年8月23日

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	八木米太朗

西宮市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度西宮市公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)決算及び決算付属書類を西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和3年度西宮市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

- 令和3年度西宮市水道事業会計決算及び付属書類
- 令和3年度西宮市工業用水道事業会計決算及び付属書類
- 令和3年度西宮市下水道事業会計決算及び付属書類
- 令和3年度西宮市病院事業会計決算及び付属書類

第2 審査の期間

令和4年5月31日から同年7月27日まで

第3 審査の方法

西宮市監査委員は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき公営企業会計の決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効果的に行われているかどうかを検証するために、財務諸表等の適正性に関する審査及び予算執行と事業経営の合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に関する審査を行った。これらの審査は全て、西宮市監査基準（令和2年4月1日監査委員決定）に準拠して行われた。西宮市監査基準では、リスクアプローチが採用されており、監査委員は、十分かつ適切な審査の証拠等を入手できるよう、必要に応じて審査の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を調査した。

なお、本決算審査における審査対象は、西宮市水道事業会計、同工業用水道事業会計、同下水道事業会計及び同病院事業会計の令和3年4月1日から令和4年3月31までの決算報告書、貸借対照表、損益計算書等の決算書類及びこれらに関連する予算執行に関する証票と帳票である。また、本審査は、これらの決算諸表に関連する例月現金出納検査及び定期監査の結果を踏まえて実施された。

第4 審査の結果

各公営企業会計に関する決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行と事業の経営は、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、おおむね適正に執行されているものと認められた。